

# 逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第15回会議次第

令和5年11月9日（木）

県庁別館2階第3会議室A

- 1 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
- 2 その他
- 3 次回の会議について

## ◎ 土砂災害防止法

R5.11.9 砂防課 案

赤字:第12回委員会(10/26)からの修正箇所

### 1 逢初川流域における土砂災害警戒区域等の概要

- ・本法に基づく指定の範囲は逢初川の下流域で、土石流が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地を土砂災害警戒区域等に指定している。
- ・本法は土砂災害の被害を受ける区域に着目した法律であるため、土砂が生産される範囲は法指定の対象とならない。

### 2 土砂災害警戒区域等の指定に関する制度の概要

- ・本法は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域※1を明らかにし、警戒避難体制の整備※2を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある土地の区域において一定の開発行為の制限等を行うものである。(法第1条)

#### ※1 土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について

土砂災害警戒区域

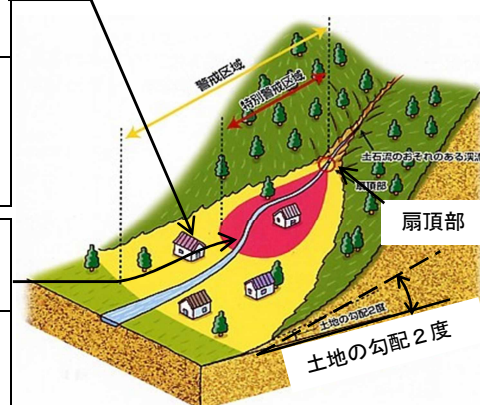
(以下、「警戒区域」とする。)

扇頂部（土石流が扇状地形に流入する地点）から下流で土地の勾配が2度以上の区域

土砂災害特別警戒区域

(以下、「特別警戒区域」とする。)

土砂災害警戒区域のうち、想定される土石流の力と通常の建築物が土石流に対して住民等の生命・身体に著しい危害が生ずることなく耐える力を比較し、土石流の力が上回る区域



#### ※2 警戒避難体制の整備

市町は、自らの地域防災計画へ、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報収集・伝達、警報等の発令・伝達、避難場所や避難経路、土砂災害に係る避難訓練の実施、避難が必要な要配慮者利用施設の名称等を定め、これらを記載した印刷物の配布等により住民に周知すること。

- ・本法で規定する「土砂災害」とは、自然現象として発生するものを想定しており、土石流の場合は、山腹の表層崩壊によって生じた土石等及び溪流に存する（堆積する）土石等を対象としている。(法第2条※3、逐条解説※4、土砂災害防止対策基

## 本指針※5)

### ※3 土砂災害防止法

#### 第2条 (定義)

この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。)若しくは地滑り(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。)(以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。)又は河道閉塞による湛たん水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

### ※4 土砂災害防止法令の解説

#### 第2条解説

##### I 土砂災害の定義

(前略)

本法で対象とする「急傾斜地の崩壊」、「土石流」及び「地滑り」については、既存の砂防三法により、土砂災害防止のための事業の推進等に努めてきている。その成果としての災害の実態データ等の蓄積により、これらの自然現象に起因する「土砂災害」が生ずるおそれがあると認められる土地の区域等の設定が可能となる科学的知見が得られ、本法の制定が可能となったものである。

(後略)

##### II 自然現象に限定していること

いわゆる人工斜面であっても、急傾斜地の崩壊等が自然現象として発生した場合には本法の対象に含まれるが、例えば建設工事における人為的な崩壊等のように原因自体が自然現象と言えないものについては、地形条件が急傾斜地に合致していたとしても本法の対象外となる。

##### IV 土石流の定義

土石流は、長雨や集中豪雨等により、山腹斜面が崩壊して生じた土石等や山間の溪流に存在する土石等が水と一体となって移動する現象である。

土石流は、一般に、溪流周辺の山腹斜面の表層崩壊に起因した土石等が土石流となるタイプのもとの、山腹の深層崩壊により土石等が流動化し、土石流となるタイプのものに区分される。後者のタイプの土石流は、発生頻度が極めて少なく、現在の科学的知見では、崩壊範囲、土石等の量及び流下速度等を必ずしも予見できない。国民の生命及び身体を土砂災害から保護することを目的としている本法においては、山腹の表層崩壊によって生じた土石等及び溪流に存在する土石等が土石流化するタイプのものに限定している。このことは、急傾斜地の崩壊と同様、法第7条及び法第9条の規定において「おそれがあると認められる」を表現しているところから導かれるものである。

なお、本条でいう「土石等」の「等」とは、礫、砂、木片など水と一体となって流下する「土石」以外のものを広く指している。

※5 土砂災害防止対策基本指針

三 法第7条第1項の土砂災害警戒区域及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

(前略) また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定にあたっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う。

- ・本法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る手続きは以下のとおりである。

指定手続き		内 容
①	基礎調査の実施※6 (法第4条)	土石流のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等を調査し、土砂災害警戒区域等を設定
②	基礎調査結果の通知 (法第4条)	基礎調査結果を市町村長へ通知(2015年1月の法改正以後は調査結果も公表)
③	市町村長への意見聴取 (法第7条、第9条)	知事は区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴取
④	区域の指定・公示等 (法第7条、第9条)	知事は区域を指定するときは、指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するとともに関係市町村長への公示図書を送付、市町村長は公示図書を縦覧(特別警戒区域の場合)

※6 基礎調査の項目

(静岡県基礎調査マニュアル共通編、土石流編より抜粋)

- ・区域設定のための調査
  - 地形、地質、対策施設の状況、過去の災害実績等の調査
- ・危害のおそれのある土地の設定
  - 土石流による土石等の量、土石流の流下する幅、土石流の力の大きさ等を算出し、警戒区域及び特別警戒区域の範囲を設定
- ・危害のおそれのある土地の調査
  - 土地利用状況、人家や公共施設等の状況、警戒避難体制の状況、関係法令の指定状況、開発動向等の調査

- ・指定区域内における主な義務等は以下のとおりである。

項 目	内 容
① 警戒避難体制の整備 (法第8条)	市町は、地域防災計画に土砂災害に対する警戒避難に関する事項※7を定め、住民等へ周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ)を配布しなければならない。

②	要配慮者利用施設管理者の避難確保計画作成、訓練の実施 (法第8条の2)	市町の地域防災計画に位置付けられた警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は、土砂災害から利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置等に関する計画を作成し、訓練を行わなければならない。
③	特定開発行為の制限 (法第10条)	特別警戒区域内で分譲住宅や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は知事の許可を受けなければならない。
④	宅地建物取引における説明 (宅地建物取引業法第35条)	警戒区域内の宅地又は建物の売買や賃借等に係る取引において、当該宅地、建物が区域指定されていることを説明しなければならない。

※7 警戒避難に関する事項

- ・ 土砂災害に関する情報の収集・伝達に関する事項
- ・ 土砂災害に関する予報・警報の発令及び伝達に関する事項
- ・ 避難施設や避難場所及び避難路や避難経路に関する事項
- ・ 市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・ 警戒区域内で円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設の名称及び所在地
- ・ 救助に関する事項
- ・ その他、土砂災害の防止のために必要な警戒や避難の体制に関する事項

- ・ 土砂災害警戒区域の指定の運用に関する法令等については以下のとおり。

2000. 5. 8 土砂災害防止法※の制定  
(H12)

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

2001. 4. 8 土砂災害防止法の施行  
(H13)

2001. 7. 9 土砂災害防止対策基本指針（以下、「国指針」という。）の告示  
内容（抜粋）

一 土砂災害防止対策基本指針の位置付け

3 その他基本的事項（抜粋）

（前略）法の施行に当たっては、国民の生命及び身体の保護に万全を期するとともに、その運用が適正かつ公平であること。

また、対策を講ずるに当たっては、その手続きの透明性、検討体制の専門性、信頼性等の確保を図ることが重要である。

二 基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 （前略）計画的な基礎調査の実施に当たっては、土砂災害が発生す

るおそれのある土地のうち、過去に土砂災害が発生した土地及びその周辺の土地、地域開発が活発で住宅、社会福祉施設等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うなど、計画的な調査の実施に努める。(後略)

### 三 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

(前略) 土砂災害警戒区域等の指定要件に該当する区域が相当数に上る場合には、基礎調査の結果を踏まえ、過去の土砂災害の実態、居室を有する建築物の多寡、開発の進展の見込み等を勘案して、逐次土砂災害警戒区域等を指定することが望ましい。(後略)

### 3 土砂災害警戒区域等の指定に係る事実関係の整理

#### (1) 本県における土砂災害警戒区域等の指定に係る運用体制の構築

本県では区域指定に先立ち、国基本指針に基づき、適正かつ公平に法の運用を図るため、以下のとおり検討体制を確立し、計画、手引き等を作成した。

(本法と県の運用体制の関係は※1のとおり)

2002. 9. 20 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会（以下、「**県検討委員会**」とする。）第1回委員会の開催  
(H14)

##### 目的

- ・適正かつ公平な法の運用、手続きの透明性、検討体制の専門性等を図るため専門家等の意見を聴取

##### 検討項目

- ・指定の優先順位
- ・基礎調査マニュアル及び特定開発行為の許可基準等に関する技術的事項
- ・指定の公示及び管理方法や指定手続方法等の運用に関する事項

2003. 11. 26 土砂災害警戒区域等指定の手引き等（以下、「**県実務関係手引き等**」とする。）の策定  
(H15)

##### 内容

- ・土砂災害防止法の運用に係る県独自の各種手引きの策定

##### 県実務関係手引き等の種類

- ・基礎調査マニュアル
- ・指定の手引き、
- ・特定開発行為等の手引き
- ・警戒避難体制ガイドライン

2004. 2. 12 静岡県土砂災害防止法指定検討委員会第5回委員会の開催  
(H16)

##### 内容

- ・基本計画に基づいた指定を円滑に進めるため、優先度の高い危険箇所が多い自主防災会単位で実施計画を策定することについて報告

##### 実施計画策定の経緯

- ・県基本計画では、同一の優先度となる危険箇所が相当数にのぼる場合、土砂災害の危険性が高い箇所や住宅の新規立地が高い箇所を絞り込むことが困難であるため、基本計画に基づいた指定を円滑に進めるための具体的な実施計画をまとめる必要がある。

##### 実施計画の策定単位

- ・危険箇所単位で指定を進めるよりも、自主防災会単位で指定を進める方が、地元住民に同時期に一括して説明できる点、指定後の警戒避難体制整備において既存の組織（自主防災組織）を活用しやすい点、対象箇所が近接しており調査が効率的である（早期完了が見込める）点から、自主防災会単位で実施計画を策定する。

##### 実施計画策定の方法

- ・自主防災会の選定は、自主防災会内の危険箇所について個別に土

砂災害の危険性、住宅の新規立地の観点から評価する。

- ・市町と協議の上、優先度が高い危険箇所を多く有する自主防災会より指定を優先する計画を策定する。

2004. 4. 13 静岡県土砂災害防止法指定基本計画（以下、「**県基本計画**」という。）の策定

**内容**

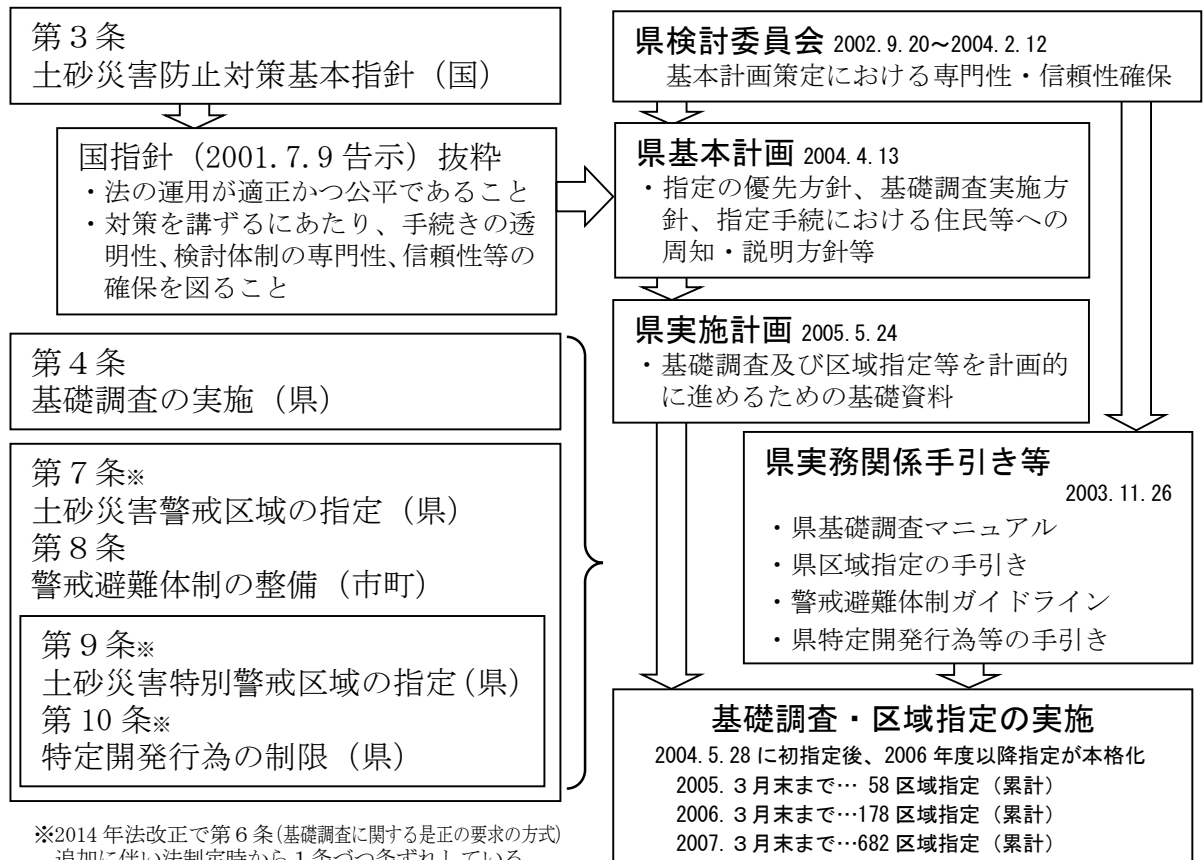
- ・国指針に基づき、指定の優先方針、基礎調査実施方針、指定手続における住民等への周知・説明方針を県検討委員会の意見・助言を踏まえて策定（詳細は下記※2のとおり）

2005. 2. 24 静岡県土砂災害防止法指定実施計画（以下、「**県実施計画**」という。）の策定

**内容**

- ・県基本計画に基づき、土砂災害の危険性や住宅の新規立地の可能性などを危険箇所毎に評価
- ・同一自主防災会内の危険箇所を一括して調査することを基本に、優先度の高い危険箇所の多寡で自主防災会毎の優先度を評価
- ・2011年度までの基礎調査完了を目標に、自主防災会単位で基礎調査の実施計画を策定

※1 本法と本県の運用体制の関係は以下のとおり



※2014年法改正で第6条（基礎調査に関する是正の要求の方式）追加に伴い法制定時から1条づつ条ずれしている。



※2 本県の区域指定は以下のとおり行うものとしている。

基本 計 画	<p>○優先方針 「開発の進展の見込み」、「過去の土砂災害の実態」、「居室を有する建築物の多寡」の3点を踏まえて地域及び箇所を選定</p> <p>○優先方法</p> <p>イ. 地域による優先区分（開発の進展の見込みの観点から区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1優先区域…市街化区域、非線引き都市計画区域</li> <li>・第2優先区域…市街化調整区域</li> <li>・第3優先区域…都市計画区域外</li> </ul> <p>※同一優先区域内は、住宅の新規立地が著しい市町を優先</p> <p>ロ. 個別の優先区分（土砂災害の実態、建築物の多寡の観点から区分） 同一の優先区域かつ同一市町内のうち、土砂災害の危険性の高い箇所、住宅の新規立地が予想される箇所を優先</p> <p>ハ. 上記とは別に優先できる箇所 優先区分が下位であっても、以下の箇所については規模や危険性を勘案して、関係市町と協議の上、優先することが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生箇所ですぐな対策が必要な箇所</li> <li>・要配慮者関連施設を含む箇所</li> <li>・早急に開発を抑制すべき箇所等で市町長が必要と認める箇所</li> <li>・行政界をまたぐ危険箇所ですぐな対策が必要な箇所</li> </ul>
実施 計 画	<p>実施計画は「個別の優先区分」に準じて<b>優先度の高い危険箇所が多い自主防災会から優先的に基礎調査・指定を進める</b></p>

指定手続における住民等への周知・説明方針は以下のとおり

5. 指定手続における住民等への周知・説明方針
<p>基礎調査・指定を進める過程において、公平かつ透明性のある手続を行うために、対象住民への周知・説明方法について、指定検討委員会における意見等を踏まえ、県の統一的な方針となるべき事項をとりまとめた。</p> <p>(1) 土砂災害防止法に関する一般的な周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村は、法の概要及び指定対象箇所となる土砂災害危険箇所の周知に努める。</li> <li>・土砂災害特別警戒区域内では特定開発行為許可申請等が伴うため、地域住民のみではなく、開発関連業者等に対しても広く周知を行うものとした。</li> </ul> <p>(2) 基礎調査（現地調査）着手前の住民説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法では、調査にあたって他人の占有する土地に立ち入ろうとするものは、あらかじめその旨を占有者に通知し、立ち入りの際に、その旨を告げることを定めているため（法第5条）、基礎調査の着手前に、関係する住民等に対して調査の理由及び方法、区域指定等の説明を行うものとした。</li> </ul> <p>(3) 土砂災害警戒区域等の指定前の住民説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法では、指定に関する住民等への説明について定めていないが、調査の透明性を確保するため、関係住民等に対して対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うものとした。</li> <li>・指定に対する関係住民等の理解を得るよう努めるため、説明は必要に応じて複数回実施するものとした。</li> </ul>

## (2) 当該地区の区域指定に係る事実関係

2005. 2. 24 県実施計画の策定

(H17) **熱海市の実施計画**

- ・熱海市の優先度…第1優先区域の第2優先市町村群
- ・基礎調査…2001～2008年度までに全266危険箇所（うち、土石流は98溪流）を実施
- ・伊豆山地区の計画

自主防災会	基礎調査 実施年度	対象箇所数（土石流・地すべり・急傾斜）	
			うち土石流
伊豆山浜町	2001-2008 (H13-H20)	8	奥鳴沢
仲道町	2001-2008 (H13-H20)	11	逢初川、寺山沢、吾妻沢、伊豆山沢
岸谷町	2007-2008 (H19-H20)	6	猪洞川
七尾・七尾団地町	2002-2005 (H14-H17)	4	鳴沢
稲村町	2008 (H20)	2	なし

2005年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施

**熱海市内の調査箇所（土石流）**

- ・下多賀、熱海、網代、西山町、伊豆山の地区で23溪流を実施
- ・うち伊豆山地区は、逢初川、寺山沢、吾妻沢、伊豆山沢の4溪流を実施（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流）

**逢初川の調査結果**

- ・調査時（2005. 12. 8）には上流部の地形改変なし
- ・既設堰堤上流区間に堆積している土砂2,129 m<sup>3</sup>に対して既設堰堤の効果量は4,200 m<sup>3</sup>あることから、既設堰堤上流の土砂は全て捕捉可能。
- ・既設堰堤下流からの土砂943 m<sup>3</sup>（1,000 m<sup>3</sup>に切り上げ）に対する土砂災害警戒区域等を設定した。

2006年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施

(H18) **熱海市内の調査箇所（土石流）**

- ・上多賀地区のみ2溪流を実施

2007年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施

(H19) **熱海市内の調査箇所（土石流）**

- ・伊豆山、網代地区で2溪流を実施
- ・うち伊豆山地区は、奥鳴沢の1溪流を実施

- 2008 年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施  
(H20) 熱海市内の調査箇所（土石流）  
・紅葉ガ丘町、上多賀、泉、熱海、梅花町の地区で 13 溪流を実施
- 2009 年度 神奈川県小田原土木事務所から電話相談※（時期不明）  
(H21) ※当時の担当職員からの聴き取りに結果（後述）による  
内容  
・神奈川県から、県境を接する地域（神奈川県湯河原町と熱海市泉地区）について、基礎調査や区域指定の関係者（居住者や土地所有者）が重複する箇所が多いため同時期に調査・指定を進めたいと打診  
・神奈川県からの打診を受けて、泉地区の調査を優先するよう計画を変更
- 2009 年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施  
熱海市内の調査箇所（土石流）  
・泉地区のみ 26 溪流を実施
- 2010 年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施  
(H22) 熱海市内の調査箇所（土石流）  
・土石流は未調査（急傾斜地の崩壊は泉地区のみ 18 箇所を実施）
2011. 3. 29 土砂災害防止法に基づく区域指定  
(H23) 熱海市内の指定区域（土石流）  
・泉地区のみ 21 溪流を指定
- 2011 年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施  
(H23) 熱海市内の調査箇所（土石流）  
・伊豆山、熱海地区の 7 溪流を実施  
・うち伊豆山地区は、鳴沢、猪洞沢の 2 溪流を実施  
（太字は逢初川と指定対象区域が一部重複する溪流）
2012. 2. 5 区域指定に関する地元説明会の開催（伊豆山地区）  
(H24) 内容  
・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域となる土地の所有者及び居住者を対象に区域指定について説明  
・伊豆山地区の出席者 82 名
2012. 2. 29 土砂災害警戒区域等の指定に係る市長への意見照会  
内容  
・土砂災害防止法第 7 条第 3 項（当時は第 6 条第 1 項）及び第 9 条

第3項（当時は第8条第1項）の規定に基づく市町長への意見照会

2012. 3. 15 土砂災害警戒区域等の指定に係る意見照会の回答

内容

- ・逢初川を含め、2012. 2. 29 付意見照会の箇所について、特に意見なし

2012. 3. 30 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

内容

- ・逢初川を含む伊豆山地区の土石流7区域を指定

2013. 3月 熱海市地域防災計画（一般対策編）更新

(H25)

内容

- ・土砂災害防止法第8条第1項（当時は第7条第1項）に基づく警戒避難体制に関する事項を規定

2016. 3月 熱海市土砂災害ハザードマップの公表

(H28)

内容

- ・土砂災害防止法第8条第3項に基づき土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布
- ・2020(R2). 3月に改訂版（時点更新）作成し、2020. 5月に全戸配布

2016. 6. 5 土砂災害防災訓練（伊豆山地区）の実施

内容

- ・住民参加型の避難訓練及び県・市職員による土砂災害に関する講話を実施、83人参加

2019. 6. 2 土砂災害防災訓練（伊豆山地区）の実施

(R1)

内容

- ・住民参加型の避難訓練及び情報伝達訓練を実施、115人参加

(3) 事実関係を補足する聴き取り調査結果

- ・基礎調査の実施から指定までに要した期間の経緯及び住民への周知内容を確認できる公文書が存在していないため、当時の土木事務所担当職員から聴き取りを行い、以下の状況であったことを確認した。

土砂災害防止法担当者（2003～2013年度）への聴き取り結果

【基礎調査の実施から指定までに要した期間の経緯】

- ・伊豆山地区における基礎調査から区域指定にまでに時間を要したことについて、個別の問題等は確認されなかった。
- ・熱海土木事務所管内における全般的な課題として、別荘など県外在住の土地

所有者が多いことから、基礎調査において土地の立ち入りに時間を要していた点や、区域指定に係る地元説明において「指定されることで地価が下がる」など指定への理解が進まず、当初の実施計画よりも遅れが生じていた。

- ・このため、指定を効率的に進めるよう、自主防災会単位よりも広範な地域を一括して指定しようとしていた。
- ・2009年度に神奈川県から、県境を接する地域（湯河原町と熱海市泉地区）では基礎調査や区域指定の関係者（居住者や土地所有者）が重複する箇所が多いため歩調を合わせて実施したい旨の相談を受け、2009年度から2010年度にかけて泉地区の基礎調査及び区域指定を優先して行った。
- ・当該地域の地形的特徴として、急勾配の土地が山地から海岸まで続くため、土石流の土砂災害警戒区域の指定要件である土地の勾配2度以上の地域が海岸付近まで達して区域が下流まで広がり他の区域とも重複しやすく、どのように指定を進めていくか課題を持っていた。

#### 【住民への周知】

- ・区域指定に係る説明会は、土木事務所の指定担当者のほか、土木事務所建築担当者、市危機管理部門の担当者、基礎調査受託業者が参加し、基礎調査結果の説明、指定された場合の制限行為や警戒避難に関する事項といった、区域指定に係る一般的な説明を行っていた。
- ・当時の土砂災害防止法の担当者は、逢初川上流部の不適切な開発の対応に関わっておらず、不適切な開発自体を認知していなかった。
- ・このため、伊豆山地区の説明会で逢初川上流部の不適切な開発に関する周知は行っていなかった。また、説明会に参加した市担当者からも開発に関する情報提供はなく、説明会に参加した県・市職員の中に開発の事実を認識している者はいなかった。

#### 【論点】

- ①伊豆山地区について基礎調査の開始から指定までの間の対応は適切であったか
- ②上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたか

## 4 事実関係を踏まえた論点と考察

### (1) 伊豆山地区について基礎調査の開始から指定までの間の対応は適切であったか

#### 【確認・判明した事実関係】

- ・県では、2001(H13)年4月の土砂災害防止法の施行を受け、国が策定した指針を踏まえ、2004(H16)年度に警戒区域等の指定に係る県基本計画及び県実施計画を策定した。
- ・県実施計画では、熱海市は第1優先区域の第2優先市町村群に位置付けられており、2008年度までに266の危険箇所（うち土石流危険渓流98）について、自主防災会単位で基礎調査・指定を実施する計画であった。
- ・熱海市には、別荘など県外在住の土地所有者が多く、調査に当たっての土地への立ち入りの調整に時間を要したり、また、当時は制度導入から間もない時期であったため、説明会等で住民から「警戒区域に指定されることで地価が下がる」といった意見が出るなど、指定への理解が進みにくい状況にあり、県実施計画に遅れが生じていた。なお、逢初川については、2005(H17)年度末に基礎調査が完了していた。
- ・また、熱海市は急勾配の土地が海岸まで続くため、土石流の土砂災害警戒区域の範囲が下流まで広がり、他の区域とも重複しやすいため、どのように指定を進めるのかとの課題があった。
- ・こうした状況から、警戒区域等の指定を効率的に進めることができるよう、自主防災会よりも広範囲の地域単位で一括して規定を実施することとしていた。
- ・神奈川県からの「県境を接する地域における基礎調査や指定の実施に当たり、本県と歩調を合わせて進めたい」との相談を受け、2009年度から2010年度まで、神奈川県と隣接する泉地区の基礎調査・指定を優先して進めることとした。

#### 【考察】

- ・逢初川については、2005(H17)年度末に基礎調査が完了しており、この時点で区域指定を行うことも可能であったが、当該地域の地形的特徴から他の渓流の警戒区域と区域が重複する状況もあった。このことから、警戒区域内の住民等の関係者への説明や警戒避難体制の整備の効率化を図るため、逢初川を含む伊豆山地区の7渓流の基礎調査が完了するのを待って一括で指定したことについては合理性があり、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。
- ・また、泉地区における基礎調査・指定の手続を優先したために、伊豆山地区の渓流の基礎調査の実施が後ろ倒しされる結果となったが、これは、神奈川県との連

携によるものであり、両県による住民等の関係者への説明や警戒避難体制の整備の効率化を図る観点からも、泉地区の基礎調査と指定を優先したことについては合理性があり、行政裁量として認められる範囲内であったと考える。

- ・加えて、この取り扱いについては、県基本計画の「地域の優先区分とは別に優先できる箇所」とされている「行政界をまたぐ危険箇所、早急な対応が必要な箇所」に該当することから、県基本計画に沿うものであったと考える。
- ・なお、本法による警戒区域等については、土砂災害による被害を受けるおそれのある土地に対して、その被害を軽減するため警戒体制の整備等の措置を講じる趣旨から溪流の下流域を指定するものである。このため、逢初川下流域における当該区域の指定が早まったとしても、源頭部における開発行為等を規制することはできないため、今回の災害の発生を抑止することはできなかつたと考える。

## (2) 上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたか

### 【確認・判明した事実関係】

- ・法により、県は指定の公示及び市町への公示図書の送付（2015年1月の法改正以後は調査結果の公表が追加）、市町は公示図書の縦覧及び地域防災計画に定めた土砂災害に対する警戒避難に関する事項を記載した印刷物（ハザードマップ）等の配布による住民への周知が義務付けられている。
- ・また県基本計画により、県は、区域指定前に関係住民に対して、対象となる土砂災害の現象、指定する区域の範囲、指定に伴って生じる制限行為等について説明を行うこととしている。
- ・県では法及び県基本計画に基づき、指定区域をホームページで公表するとともに、県基本計画に基づき区域指定に係る住民説明会を開催しており、説明会の案内において、航空写真と指定予定区域を重ねた図面を、土砂災害防止法パンフレットとともに対象土地所有者及び住民に配布するなど、説明会不参加者に対しても情報提供に努めていた。
- ・熱海市では、法に基づき、逢初川が区域指定された翌年の2013年度の地域防災計画の改訂において当該区域の警戒避難に関する必要事項を規定し、2015年度末には当該区域が記載されたハザードマップを作成・配布し、必要な周知を行っていた。
- ・熱海市では2016年、2019年に伊豆山地区を対象とした土砂災害避難訓練を実施しており、訓練参加者に対する防災講習会や要配慮者利用施設と連携した訓練等を行っており、指定後も継続して住民への周知啓発に努めていた。

- ・伊豆山地区において基礎調査が実施されていた2007年5月及び2009年10月に、伊豆山港に濁りが発生し、土木事務所による現地調査の結果、この濁りは逢初川上流域における開発行為が原因であることを確認している。しかしながら、土木事務所内で情報共有されておらず、土砂災害防止法の担当はこの事実を認知していなかった。(市の土砂災害防止法担当も認知していなかった。)
- ・このため、2012年2月に開催した伊豆山地区の指定に係る地元説明会では、逢初川上流域における開発行為の情報は周知されなかった。

### 【考察】

- ・本法の対象となる「土砂災害」は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等の自然現象である。県と市においては、溪流内の自然地形から発生するおそれがある土石流を対象として、その危険性について、法に基づく周知手続を行っていることから、この観点では双方の対応は適切であったと考える。
- ・一方で、熱海土木の土砂法の担当が逢初川上流部における不適切な開発行為を認知していたならば、逢初川源頭部における不適切盛り土の存在を下流域の住民に周知できた可能性もあることから、事務所内で情報共有すべきであった。
- ・情報共有されなかったのは、盛土等の人工構造物が崩壊して人的被害や財産へ影響を及ぼすという認識が低く、不適切な開発が及ぼす影響について最悪の事態を想定し、幅広く関係する職員で問題を共有する意識が不足していたことによると考える。
- ・職員間で問題意識をもって情報共有を図り、熱海市とも連携して不適切盛り土の存在事実を認識した上で住民への周知を行うなど、警戒避難体制を徹底すべきであった。

## 5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

### (1) 速やかな区域の指定及び見直し

- ・本県では、2020(R2)年3月に全指定対象区域について、警戒区域等の指定を終えている。現在は、県及び市町等の関係機関から年2回、官民の事業による地形改変に関する情報を収集し、指定区域の範囲に影響を及ぼすものがあつた場合には、警戒区域の見直しを行っている。この取り組みを継続していく。
- ・なお、他法令の規制や届出の対象外や不適切な地形改変など、その事実を見逃す場合もあることから、他都道府県における区域の見直し手法について情報収集し、有効な手法があれば積極的な採用に努めていく。
- ・また、航空レーザ測量による高精度地図(令和3年度完成)を用いて、新たに警戒



区域の指定が必要な箇所を抽出し、順次追加指定していく。追加指定に向けては、対象箇所が相当数にのぼることが見込まれるため、速やかに調査・指定を進めることができるよう、これまでに県が作成した基本計画や実施計画、手引き等を見直し、手続きの改善を図る。

## (2) 住民への危険性の周知及び早期避難の啓発

- ・ 現在は、法に基づき、基礎調査が完了次第、その結果を速やかに公表することで、土砂災害の危険性について住民への早期の周知を図っている。
- ・ このほか、区域指定時における地元説明会での周知に加え、毎年、土砂災害防止月間（6月）を中心に市町と連携して様々な機会・媒体を活用した広報・啓発や指定区域を対象とした住民避難訓練に取り組んでいる。
- ・ 今後は、土砂災害警戒区域等の監視活動に協力する地域の防災リーダーとなる「防災連絡員」の育成や、住民等から災害情報等の通報を受け付ける「土砂災害110番」制度の普及、また、盛土対策課と連携した指定区域内及び近接する不適切盛土の現地確認等を通じて、土砂災害の危険性の早期発見に努めるとともに、職員によるパトロール結果等も含め、関係市町と危険情報を共有し、市町による住民への危険性の周知を積極的に支援していく。
- ・ さらに、危機管理部とも連携し、定期的な避難訓練の実施や住民個人ごとの避難計画「わたしの避難計画」の策定を推進し、住民一人ひとりが地域の災害リスクを理解して主体的に避難できるよう啓発に努めていく。
- ・ また、盛土対策課では、令和5年4月に公表した不適切な盛土情報をもとに、危険な盛土について市町防災部局における避難計画の作成や、避難行動に資する対策の徹底を要請していることから、危険な盛土の影響がある土砂災害警戒区域では、同課とも連携して早期避難を啓発していく。

# 静岡県 第3次権限移譲推進計画

平成15年10月29日

# 目 次

1	趣旨	.....	1
2	基本的な考え方	.....	1
3	計画実施の期間	.....	2
4	過去の計画の実施結果	.....	2
5	計画実現のためのプログラム	.....	2
6	計画内容の拡充及び修正のためのプログラム	.....	3
7	計画実現に伴う市町村への支援	.....	4
8	権限移譲に係る制度的支障と改正の必要性	.....	4
別表－1	第3次権限移譲推進計画都市区分別移譲事務数	.....	5
別表－2	第3次権限移譲推進計画移譲事務一覧	.....	6
<参考>	県において当面継続していく主な事務	.....	4 4

## 1 趣旨

現在、地方分権社会実現のための構造改革が進む中、「平成の大合併」による市町村の行財政基盤の強化が急速に進行している。平成17年4月までに県下73の市町村数は合併により半減が見込まれる一方で、広域化した合併後の市町村には、行政ニーズの多様化、少子高齢化、効率的な行財政運営等の新たな課題を処理する、高度な自治能力の発揮が期待されている。

また、合併により70万人都市となった静岡市が、本県初の政令指定都市移行に向けて準備を進めており、今後の合併の状況によっては、近い将来、本県に複数の政令指定都市が誕生することも現実味を帯びてきた。

これまで県は、平成9年度に静岡県第1次権限移譲推進計画を、平成12年度に静岡県第2次権限移譲推進計画を策定し、県のもつ権限を段階的に市町村へ移譲してきた。しかし地方分権社会への急速な移行、市町村合併が進む今日の状況下においては、これまでを上回る規模での権限の移譲が必要となっている。

こうした状況をふまえ、市町村が地域行政の中心として権限を的確に行使しつつ、自己決定・自己責任のもと、独自性豊かな地方自治を展開できる社会の実現を目指し、静岡県第3次権限移譲推進計画を策定する。

## 2 基本的な考え方

### (1) 役割分担の明確化

市町村が、行政サービスを総合的に担い、住民に身近な課題は市町村で完結できるよう環境を整備する必要がある。このため、広域的な業務は県が、住民に身近な業務は市町村が行うとする役割分担の下、県の業務を積極的に市町村に移譲していく。特に、新たに政令指定都市に移行する市へ対しては、まちづくりの基本に係る事務を中心に、積極的な権限の移譲を進める。

### (2) 市町村の規模等に応じた移譲

移譲を行う場合には、市町村の規模等に応じ、移譲する業務の内容や移譲に際しての支援の方法を明らかにするなど、市町村が積極的に業務を受け入れられるよう支援を強化する。

### (3) 市町村合併と本計画の適用

本計画施行後に市町村合併が行われた場合、当該合併の前年度から当該合併関係市町村と協議を行い、原則として当該合併と同時に本計画を適用して該当権限を当該合併市町村へ移譲するものとする。

### (4) 計画記載外の権限の移譲

計画内容以外にも、市町村から権限移譲の要望がある場合は積極的に応じ、豊かな行政能力を持つ自治体の実現に向けて支援を進め、地方分権のさらなる推進に努める。

### 3 計画実施の期間

平成 16 年度から平成 18 年度までの概ね 3 か年

### 4 過去の計画の実施結果

区分	年 度	法令数	事務数	備 考
第 1 次	平成 10 年度	1 0	3 5	
	平成 11 年度	1 9	1 0 5	
	平成 12 年度	8	1 6	
	合 計	3 7	1 5 6	
第 2 次	平成 13 年度	3 4	1 7 7	
	平成 14 年度	9	1 0 3	
	平成 15 年度	2 3	1 8 9	9 月末現在
	合 計	5 9	4 6 9	

### 5 計画実現のためのプログラム

本計画の内容を確実に実現し、又はその内容をさらに充実したものとするため、本計画施行期間の各年度において以下の取組みを行う。

#### (1) 権限移譲の手法

##### ア 個別法に規定される任意の移譲（法令任意移譲）

個別法令により規定される移譲が可能とされる権限について、任意の移譲を行う。

##### イ 静岡県事務処理の特例に関する条例による移譲（県独自移譲）

地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定に基づく、静岡県事務処理の特例に関する条例及び同条例の施行のための規則により、県独自の移譲を行なう。

#### (2) 権限移譲のプロセス

##### ア 市町村に向けて

- ・ 毎翌年度の新規移譲事務についての、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項による協議
- ・ 新たに市町村が移譲を希望する事務権限に関する調査

##### イ 県庁内において

- ・ 毎翌年度の移譲予定事務の具体的な範囲の確定（関係法令等の条項の確認、事務処理特例条例改正案、同条例の施行のための規則改正案の作成）
- ・ 新たに市町村が移譲を希望する事務権限に関する調査
- ・ 移譲事務に係る財源措置として、静岡県権限移譲事務交付金の予算要求及び当該予算の措置

### (3) 移譲事務の概要

#### 【全体】

区分	年 度	法令数	事務数
第 3 次	平成 16 年度	12	81
	平成 17 年度	50	749
	平成 18 年度	26	288
	合 計	88	1,118

#### 【うち政令指定都市】

区分	年 度	法令数	事務数
第 3 次	平成 16 年度	7 ( 0 )	21 ( 0 )
	平成 17 年度	44 (12)	682 (263)
	平成 18 年度	10 ( 0 )	100 ( 0 )
	合 計	61 (12)	803 (263)

(注1) 法令数の合計は、森林法、農地法の年度間のダブルカウントを整理。

(注2) ( ) は法令任意移譲で内数。

(注3) 事務の内容は、別添一覧表のとおり。

(注4) 静岡市が平成 17 年度に政令指定都市へ移行した場合を想定。

## 6 計画内容の拡充及び修正のためのプログラム

本計画の施行後も、国において法令改正による新たな権限移譲の推進が予想され、また、本県独自のさらなる権限移譲拡大も見込まれる。県はこれらの動向を勘案して毎年度移譲事務の内容を見直し、移譲の時期及び対象市町村についての検討を加え、必要に応じて本計画の拡充及び修正を行うものとする。

- (1) 本計画の拡充及び修正のための基本作業
  - ・法令改正による新規移譲事務に関する早期の情報収集
  - ・新たに移譲を希望する事務権限に関する県庁内及び市町村における各種の調査
- (2) 本計画の拡充及び修正の基本的方向
  - ・本計画に記載した事務権限以外の新たな事務権限の移譲
  - ・既に移譲した事務権限に係る対象市町村の拡大

## 7 計画実現に伴う市町村への支援

市町村への権限移譲は、その事務処理につき市町村において一定の経費負担を伴う。県は、各年度における新規移譲事務に係る適正な事務の引継ぎ及び関係市町村職員の研修実施に努めるとともに、市町村の円滑な移譲事務の執行を支援していくものとする。具体的には、以下のとおり。

(1) 移譲事務処理に係る財源措置

移譲事務に要する経費については、地方財政法の趣旨にかんがみ、財源的保障のもと、権限移譲事務交付金の交付により適正に関係市町村が業務を執行できるように努める。

(2) 移譲事務処理に係る人的支援

移譲の前後の年度において、当該事務処理に関し、市町村からの要望に応じ、人事交流及び技術職員派遣などの人的支援に努める。

## 8 権限移譲に係る制度的制約と改正の必要性

都道府県の事務事業の中には、政令指定都市での施行が可能であるにもかかわらず、法令上事務事業の責務を負う主体が都道府県に限定されているなど、制度上の制約があり、事務処理の特例条例による権限移譲の障害になっているものがある。

また、政令指定都市が自主的に当該事業を施行しても、国庫補助の対象とならないものもある。

さらに、まちづくり関連の法令をはじめとして、国により随時、政令指定都市等大都市への権限移譲が進められているが、都市の自主決定権拡充の見地から、法改正によるさらなる権限移譲の推進や新たな財政負担の増加に対応するための税財源の移譲が求められている。

このため、移譲が制度上困難な事務については、理由を付して整理し、制度改正要望項目として国に対しさまざまな方法で提示していく。

(1) 法令による事務事業主体者の限定の緩和

ア 砂防、地すべり防止事業（施設の工事、管理を都道府県知事の責務と規定する条項の改正又は削除）など。

イ 農業改良普及事業（「国と都道府県が協同して行う」普及事業の枠組を政令指定都市まで拡大すること）など。

(2) 国庫補助対象の限定の緩和

保安林目的達成のための治山事業（国庫補助対象を都道府県事業から政令指定都市施行事業まで拡大すること）など。

(3) 政令指定都市へのさらなる権限移譲

政令指定都市へのさらなる権限移譲の推進及び新たな財政負担の増加に対応するための税財源の移譲など。

別表－２ 静岡県第3次権限移譲推進計画 移譲事務一覧

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
1	当せん金付証券法 【法令任意移譲】	総務部 財政室	4条1項	当せん金付証券の発売	政令指定都市	H17	
			4条2項	当せん金付証券の発売許可の大臣への申請書の提出			
			6条1項	当せん金付証券の発売等の銀行への委託			
			6条3項	銀行への委託、金額等の公告			
			6条4項	手数料相当額の料率の規定			
			6条5項	銀行の再委託の承認			
			6条7項	承認基準の公表			
			7条1項	当せん金証券に関する告示			
			11条1項	当せん金品の支払い			
			13条の2	広報活動の努力			
			16条	銀行からの納付金の受領			
			17条1項	受託銀行からの報告書の受付			
			17条2項	受託銀行の立入検査			
			17条4項	委託による検査			
			17条7項	検査結果の総務大臣への報告			
2	当せん金付証券法施行規則 【法令任意移譲】	総務部 財政室	2条	資金の一体管理の承認	政令指定都市	H17	
			3条	運用利益金の納付額算定方法の協議			
3	特定非営利活動促進法	生活・文化部 NPO推進室	10条1項、12条1項、2項	特定非営利活動法人(NPO法人)の設立の認証又は不認証の決定	政令指定都市	H17	
			10条2項	特定非営利活動法人(以下、NPO法人という。)の設立認証の申請があった場合の公告及び定款等の縦覧			
			12条3項	不認証を決定したときの申請者への通知			
			12条の2で準用する43条の2	設立認証時における暴力団等の疑いがある場合の警察本部長への意見聴取			
			13条2項	設立登記完了の届出の受付			
			18条	監事の監査の結果、NPO法人の業務等が法令等に違反する重大な事実があると発見した場合の監事からの報告の受付			
			23条1項	役員変更等の届出の受付			
			25条3項、4項	定款変更の認証			
			25条5項で準用する10条2項、12条	NPO法人の定款変更の認証の申請があった場合の公告、縦覧及び認証又は不認証の決定、不認証を決定したときの申請者への通知			
			25条6項	軽微な定款変更の届出の受付			
			26条1項、2項	所轄庁の変更を伴う定款変更の認証の申請の受付及び送付			
			26条3項	変更前の所轄庁からの事務の引継			
29条1項	事業報告書等、役員名簿等及び定款等の報告の受付						
29条2項	事業等報告書等の閲覧						



番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			9条2項	負担金額の確定、通知			
			10条1項	工作物の管理者に対する負担金の不交付、停止、返還命令等の措置			
			11条1項	工作物の管理者からの返還金額の受領			
			11条3項	剰余が生じた場合の工作物管理者への費用の返還			
63	静岡県河川管理条例 【法令任意移譲】	土木部 河川砂防管理室	2条1項	二級河川のうち舟又はいかだを通航させようとする者からの届出の受付	政令指定都市	H17	
			3条1項	二級河川で河川の損傷等のおそれがある場合の通航方法の指定			
			3条2項	通航方法を指定、変更、又は廃止するときの公示			
64	水防法 【法令任意移譲】	土木部 土木防災室	3条の6第1項	水防連絡態勢の作成及び水防に係る情報収集、連絡、対応	政令指定都市	H17	
			7条1項	水防計画書の作成			
			10条1項	洪水予報の周知			
			10条の2第1項	洪水予報河川の指定・運用			
			10条の2第2項	洪水予報河川の指定の気象庁長官への協議			
			10条の3第1項	水位の通報			
			10条の4第1項	浸水想定区域の指定			
			10条の4第3項	浸水想定区域の公表と市町村長への通知			
			10条の6第1項	水防警報の発表			
			10条の6第3項	水防警報の関係機関への通知			
			10条の6第4項	水防警報対象河川等の公示			
			22条1項	立退の指示			
			23条1項	知事の指示			
			35条1項	水防業務報告書作成、国への報告			
			35条2項	水防管理者に対する報告の指示			
65	土地区画整理法	都市住宅部 市街地整備室	21条4項	14条2項の認可(事業計画の決定に先立つ組合の設立認可)の公告(事業規模が5ha未満のものに限る。)	人口10万人以上の市	H17	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
66	宅地造成等規制法	都市住宅部 建築安全推進室	8条1項	規制区域内の宅地造成に関する工事の許可	規制区域がある人口4万人以上の市	H18	【対象市町村】 伊東市 熱海市
			8条3項	8条1項の許可に係る条件の付与			【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			10条1項	8条1項の申請に対する許可又は不許可の処分			
			10条2項	10条1項の処分に係る文書による通知			
			11条	規制区域内での宅地造成工事に係る国又は都道府県との協議			
			12条1項	工事完了の検査			
			12条2項	12条1項の検査に係る検査済証の交付			
			13条1項	8条1項の許可の取消し			
			13条2項	無許可工事等に係る工事の停止命令又は災害防止措置の命令			
			13条3項	無許可工事により造成された宅地等の使用禁止等又は災害防止措置の命令			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			13条4項	13条2項の工事停止命令をしようとする場合において、弁明の機会を付与せずに行う工事停止命令及び作業停止命令			
			13条5項	13条2項、3項の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及び公告			
			14条1項	規制区域指定の際に行われている工事の届出の受付			
			14条2項	許可を受けることを要しない工事の届出の受付			
			14条3項	宅地への土地転用に係る届出の受付			
			15条2項	規制区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための勧告			
			16条1項	規制区域内の宅地の所有者等に対する災害防止のための改善命令			
			16条2項	16条1項の場合において宅地所有者等以外の行為によって災害発生のおそれが生じた等のときにおけるその者に対する改善命令			
			16条3項(13条5項を準用)	16条2項の命令を命ずべき者が確知できないときの措置及び公告			
			17条1項	宅地造成工事の許可等に係る宅地の立入検査			
			18条	宅地造成工事の報告徴取			
67	宅地造成等規制法施行規則	都市住宅部 建築安全推進室	8条の2	法8条1項に適合していることを証する書面の交付	規制区域がある人口4万人以上の市	H18	【対象市町村】 伊東市 熱海市  【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
68	都市計画法 (26条、27条及び3章 (1節を除く)等関係)	都市住宅部 都市計画室	26条1項	測量・調査のための土地の試掘等の許可	全市町村	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市  【特例条例により 移譲済み】 全市
			27条2項	26条1項の許可証の発行			
			52条の2第1	市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可			
			52条の2第2項(42条2項を準用)	国が行う行為に係るものについて52条の2第1項の許可に代わる当該国との協議			
			53条1項	都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可			
			53条2項(42条2項を準用)	国が行う行為に係るものについて53条1項の許可に代わる当該国との協議			
			55条1項	都市計画事業施行者等からの55条1項の指定等に係る申出の受付			
			55条2項	都市計画事業施行者等からの55条1項の指定等に係る申出の受付			
			55条3項	55条2項により55条1項の指定の申出をした者を土地の買取りの申出を受ける相手方とする旨等の決定			
			55条4項	55条1項の指定等に係る公告			
			56条1項	事業予定地内の土地の所有者の申出による当該土地の買取り			
			56条2項	土地の買取りの意向の有無の通知			
			56条3項	都市計画事業施行者等からの55条1項の指定等に係る申出の受付			
			56条4項	56条1項により買取った土地の管理			
			57条1項	土地の先買いに係る公告及び事業予定地内における土地の有償譲渡の制限(57条2項、57条3項)について周知させるための措置			
			57条2項	事業予定地内における土地の有償譲渡の相手方等に関する届出の受付			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			57条3項	57条2項の届出に係る土地の買取りの通知			
			57条4項	57条2項の届出に係る土地を買取らない旨の通知			
			57条5項(56条4の準用)	57条3項により買取った土地の管理			
			57条の3第1項(52条の2第1項を準用)	施行予定者が定められている都市計画施設等の区域内における建築等の許可			
			57条の3第1項(52条の2第2項を準用)	国が行う行為に係るものについて57条の3第1項の許可に代わる当該国との協議			
			65条1項	都市計画事業地内の建築等の許可			
			65条2項	65条1項の許可に当たっての施行者の意見聴取			
			65条3項(42条2項を準用)	国が行う行為に係るものについて法65条①の許可に代わる当該国との協議の当該国と			
			7条	26条、27条及び3章(1節を除く)の許可に係る条件の付加			
			80条1項	26条、27条及び3章(1節を除く)の許可を受けた者に対する報告の要求並びに勧告及び助言			
			81条1項	26条、27条及び3章(1節を除く)の許可の取消し等の監督処分			
			81条2項	監督処分の相手方が確知できないときの措置及び公告			
			81条3項	監督処分に係る公示			
			82条1項	監督処分に当たっての立入検査			
	(3章1節(開発許可)関係)	都市住宅部 土地対策室	29条1項	都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	人口4万人以上の市	H16 ～ H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			29条2項	都市計画区域及び準都市計画区域外における開発行為の許可			【特例条例により 移譲済み】 三島市 富士宮市 焼津市 藤枝市 御殿場市
			30条1項	開発行為許可申請書の受付			【その他】 段階的に移譲
			34条9号	土地等に関する権利の届出の受付			
			34条10号	市街化調整区域内の開発許可に係る開発審査会への付議			
			35条1項	開発許可の申請に対する許可又は不許可の処分			
			35条2項	35条1項の処分の文書による通知			
			35条の2第1項	開発行為変更許可(軽微なものを除く)			
			35条の2第2項	開発行為変更許可申請書の受付			
			35条の2第3項	開発行為許可を受けた事項に係る軽微な変更の届出の受付			
			35条の2第4項(35条等を準用)	開発行為変更の許可又は不許可の処分及びその処分の文書による通知等			
			36条1項	開発行為に関する工事の完了の届出の受付			
			36条2項	開発行為に関する工事の完了検査及び検査済証の交付			
			36条3項	開発行為に関する工事の完了公告			
			37条1項	開発区域内の土地における工事完了の公告前における建築等の制限の解除			
			38条	開発行為に関する工事の廃止の届出の受付			
			41条1項	開発許可(開発変更許可を含む)の際の建ぺい率等の制限の指定			
			41条2項	41条1項の制限を解除する許可			
			42条1項	開発区域内における工事完了の公告後の予定建築物以外の建築等の許可			

番号	法律・政省令・条例名	県担当 部局・室・課	該当条文	事務の概要	県内移譲対象 市町村	移譲 年度	備考
			42条2項	国が行う行為に係るものについて42条1項の許可に代わる当該国の機関との協議			
			43条1項	市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可			
			43条1項6号口	既存宅地の確認			
			45条	開発行為許可の地位の承継の承認			
			46条	開発登録簿の調製・保管			
			47条1項	開発登録簿への登録			
			47条2項	36条の完了検査に係る開発登録簿への附記			
			47条3項	41条2項の許可等に係る開発登録簿への附記			
			47条4項	81条1項の処分に係る開発登録簿の修正			
			47条5項	開発登録簿の縦覧等			
			79条	29条1項、2項の許可等に係る条件の付加			
			80条1項	29条1項、2項の許可等を受けた者に対する報告の要求並びに勧告及び助言			
			81条1項	29条1項、2項の許可等の取消し等の監督処分			
			81条2項	監督処分の相手方が確知できないときの措置及び公告			
			81条3項	監督処分に係る公示			
			82条1項	監督処分に当たっての立入検査			
69	都市計画法施行令 (法26条、27条及び法3章(1節を除く)等関係)	都市住宅部 都市計画室ほか	42条2項(法57条1項の公告)	土地建物等の先買い等に関する公告の内容等の揭示	全市町村	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			42条3項	法81条2項の公告に係る揭示			【特例条例により移譲済み】 全市
	(法3章1節(開発許可)関係)		36条1項3号木	開発審査会への付議	人口4万人以上の市	H16 ～ H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			42条3項	法81条2項の公告に係る揭示			【その他】 段階的に移譲
70	都市計画法施行規則 (法26条、27条及び法3章(1節を除く)等関係)	都市住宅部 都市計画室ほか	40条1項	法55条4項の公告の方法の決定	全市町村	H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			60条	法53条1項の規定に適合していることを証する書面の交付			【特例条例により移譲済み】 全市
	(法3章1節(開発許可)関係)		31条	法36条3項の完了公告の方法の決定	人口4万人以上の市	H16 ～ H18	【法定移譲済み】 政令指定都市 中核市 特例市
			37条	登録簿の閉鎖			【特例条例により移譲済み】 三島市 富士宮市
			38条1項	登録簿の閲覧所の設置			
			38条2項	登録簿の閲覧規則の制定並びに閲覧所の場所及び閲覧規則の告示			